

大阪市告示第1226号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月4日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立東住吉会館	令和6年9月5日（木）から 同年10月31日（木）まで

（東住吉区役所区民企画課）